政令第二百三十七号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年七月三十一日」を「令和九年七月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十八号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二号中「第十号の三まで、第十号の七又は第十三号」を「第十号の五まで又は第十二号」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号中「第一号、」を「第一号（同法第百九十七条第一項（第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二項に係る部分に限る。）、」に改め、同条第二項第十三号中「金融商品取引法第百九十七条第一項」の下に「（第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」を加える。

附　則

この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十九号

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第五項、第四十六条第二項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「一・三パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十二条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から六九月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
七〇月から一〇五月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
一〇六月から一五八月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
一五九月から一七四月まで	一、三五〇円を前月金額に加算した金額
一七五月から一八三月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
一八四月から二三四月まで	一、三五〇円を前月金額に加算した金額
二三五月から二九八月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
二九九月から三七六月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
三七七月から四四八月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
四四九月から四九六月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
四九七月から五四〇月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数	当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額